

Japan Airlines Co.,Ltd.

NRE Tennozu Bldg. 19F
4-11, Higashi-shinagawa 2 chome
Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637

JALCARGO-INFO-24-004

2024年5月15日

お客さま各位

日本航空株式会社
貨物郵便本部 販売部

お客さまご自身でEU税関事前申告(ICS2)をされる際の取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素よりJALCARGOをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、2023年3月に開始となりましたEU税関事前申告制度(ICS2)に関しまして、ご自身で申告をされる際の取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開始日
2024年5月27日(月)搬入分より
2. 対象貨物
お客さまご自身でICS2申告(multiple filing/self-filing)をされる貨物
3. 追加必要情報
 - (1) Special Handling Code「SFL」
「SFL」が入力されていることで、お客さまにて搭載許可AC(Assessment Complete)を取得していることを確認済みであるとみなします。
 - (2) ハウス申告をされるお客さまのEORI番号
FWB OCI欄に入力
OCI/●●/DCL/T/●●123456(●●=2桁の国番号、EORI番号)
※以前よりご案内していたOCI/●●/CNE/T/●●123 456 789 12345とは異なります。
4. JALのEORI番号
お客さまご自身でICS2申告をされる場合、弊社のEORI番号が必要となります。弊社営業担当までお問い合わせください。
5. その他
 - (1) HSコードについても継続して入力をお願いいたします。
 - (2) お客さまの過失により、EU当局から罰則や罰金が科される場合や、それにより運航への影響が発生する場合には、お客さまに損害請求をさせていただくことがございます。予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当または予約担当へお問い合わせください。

以上